

議案第五十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に
關する條例の一部を改むるに關し

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償に關する條例の一部を改むるに
關し、地方自治法（昭和二十二年法律第七号）
第九十九條第一項の規定により、本議会の議決を
求めらる。

昭和二十四年五月二十七日

三朝町長 出 雅 己

昭四拾参年五月二十七日 原案可決

三朝町議會議長 矢田秀雄

三朝町條例第 号

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償に關する條例の一部を改むるに關し

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償に關する條例（昭和



四十二年三輯町条例第三十二号)の一部を次のように改めず。

第三條第三項中「公務災害補償認定委員会(以下「認定委員会」という。)」と「伊取梁所村非常勤職員公務災害補償認定委員会」に改めろ。

第四條を次のように改めろ。

第四條 削除

第十八條第一項中「公務災害補償審査会」と「伊取梁所村非常勤職員公務災害補償審査会」に改めろ。

第十九條を次のように改めろ。

第十九條 削除

附 則

この条例は、公布の日から起し、昭和四十三年四月一日から適用する。